

兵庫県立はりま姫路総合医療センターにおける研究費不正使用や不正行為の告発及び調査体制（令和4年5月1日）

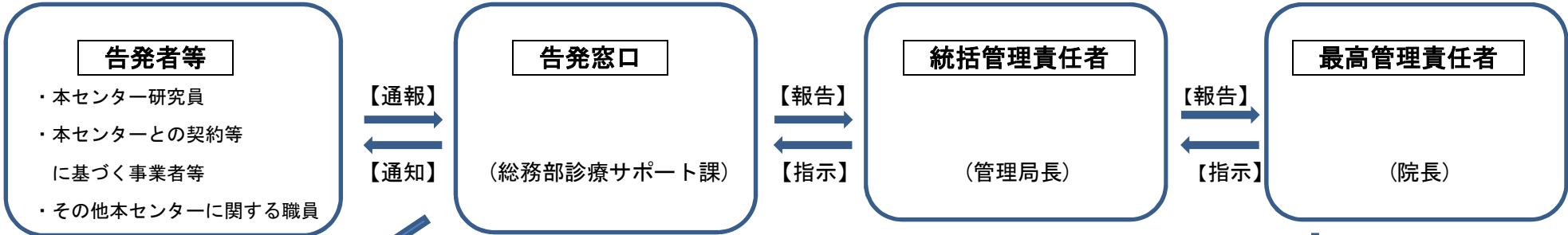
【告発窓口（病院内、病院外用）】

総務部診療サポート課
 〒670-8560 兵庫県姫路市神屋町3丁目264番地
 電話 079-289-5080
 受付時間 9:00~17:00（土日祝日、年末年始の休日を除く）
 ※文書、電話により受け付けます。

調査委員会
 （院長、統括管理責任者
 （管理局長））

【調査指示】

【調査結果報告】



【通知】

被告発者

【留意事項】

- ・告発者が、告発したことを理由として不利益な扱いを受けることはありません。
- ・当該通報に基づく調査を行うに当たり、調査への協力を求めることがあります。
- ・告発の際は、原則として氏名、所属及び連絡先を明示してください。また、不正を行ったとする職員等の氏名及び所属並びに不正使用の態様や内容、不正とする合理的な理由を明示してください。

- ・調査の要否決定、調査方針等、報告・協議
- ・認定内容の通知
- ・調査の最終(中間)報告

研究費配分機関